(2)　当該株式交換等完全親法人を被合併法人とする適格合併（ハにおいて「特定適格合併」という。）　当該株式交換等の時から当該特定適格合併の直前の時まで当該株式交換等完全子法人と株式交換等完全親法人との間に当該株式交換等完全親法人による完全支配関係が継続し、当該特定適格合併後に当該特定適格合併に係る合併法人と当該株式交換等完全子法人との間に当該合併法人による完全支配関係が継続すること（当該株式交換等後に(3)に掲げる適格合併を行うことが見込まれている場合には、(3)に定める要件に該当すること。）。

(3)　当該株式交換等完全子法人を被合併法人とする適格合併　当該株式交換等の時から当該適格合併の直前の時まで当該株式交換等完全子法人と株式交換等完全親法人（特定適格合併に係る合併法人を含む。）との間に当該株式交換等完全親法人による完全支配関係が継続すること。

第四条の三第十七項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第二条第十二号の十六イ」を「第二条第十二号の十七イ」に改め、同項第一号中「第十八項」を「第二十項」に、「に当該株式交換完全親法人が当該株式交換完全子法人の発行済株式等の全部を保有する関係」を「に当該株式交換完全子法人と株式交換完全親法人との間に当該株式交換完全親法人による完全支配関係」に、「当該株式交換の時から当該適格合併の直前の時まで当該株式交換完全親法人が当該株式交換完全子法人の発行済株式等の全部を保有する関係が継続することとし、当該株式交換後に当該株式交換完全親法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には当該株式交換の時から当該適格合併の直前の時まで当該株式交換完全親法人が当該株式交換完全子法人の発行済株式等の全部を保有する関係が継続することとする」を「、当該株式交換の時から当該適格合併の直前の時まで当該完全支配関係が継続すること」に改め、同項第二号中「及び第十八項」を削り、「当該株式交換後に当該株式交換完全子法人と株式交換完全親法人との間に当該同一の者による完全支配関係が継続すること（当該株式交換後に当該株式交換完全子法人、株式交換完全親法人又は同一の者を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、次に掲げる被合併法人となる法人の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。）」を「次に掲げる要件の全てに該当すること」に改め、同号イからハまでを次のように改める。

イ　当該株式交換後に当該同一の者と当該株式交換完全親法人との間に当該同一の者による完全支配関係が継続すること（当該株式交換後に当該株式交換完全親法人又は株式交換完全子法人を被合併法人とする適格合併（当該株式交換完全親法人を被合併法人とする適格合併にあっては、当該同一の者と当該適格合併に係る合併法人との間に当該同一の者による完全支配関係がない場合における当該適格合併に限る。）を行うことが見込まれている場合には、当該株式交換の時から当該適格合併の直前の時まで当該同一の者と当該株式交換完全親法人との間に当該同一の者による完全支配関係が継続すること。）。

ロ　当該株式交換後に当該同一の者と当該株式交換完全子法人との間に当該同一の者による完全支配関係が継続すること（当該株式交換後にイに規定する適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該株式交換の時から当該適格合併の直前の時まで当該完全支配関係が継続すること。）。

ハ　当該株式交換後に次に掲げる適格合併を行うことが見込まれている場合には、それぞれ次に定める要件に該当すること。

(1)　当該同一の者又は株式交換完全親法人を被合併法人とする適格合併　当該株式交換の時から当該適格合併の直前の時まで当該株式交換完全子法人と株式交換完全親法人との間に当該株式交換完全親法人による完全支配関係が継続すること（当該株式交換後に(2)又は(3)に掲げる適格合併を行うことが見込まれている場合には、それぞれ(2)又は(3)に定める要件に該当すること。）。

(2)　当該株式交換完全親法人を被合併法人とする適格合併（当該同一の者と当該適格合併に係る合併法人との間に当該同一の者による完全支配関係がない場合における当該適格合併に限る。ハにおいて「特定適格合併」という。）　当該株式交換の時から当該特定適格合併の直前の時まで当該株式交換完全子法人と株式交換完全親法人との間に当該株式交換完全親法人による完全支配関係が継続し、当該特定適格合併後に当該特定適格合併に係る合併法人と当該株式交換完全子法人との間に当該合併法人による完全支配関係が継続すること（当該株式交換後に(3)に掲げる適格合併を行うことが見込まれている場合には、(3)に定める要件に該当すること。）。

(3)　当該株式交換完全子法人を被合併法人とする適格合併　当該株式交換の時から当該適格合併の直前の時まで当該株式交換完全子法人と株式交換完全親法人（特定適格合併に係る合併法人を含む。）との間に当該株式交換完全親法人による完全支配関係が継続すること。

第四条の三第十六項を同条第十八項とし、同条第十五項中「第二条第十二号の十六」を「第二条第十二号の十七」に改め、「）との間に当該親法人」の下に「（当該株式交換後に行われる適格合併により当該株式交換に係る株式交換完全親法人の発行済株式等の全部が当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれている場合には、当該合併法人を含む。）」を加え、「当該株式交換後に親法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には当該株式交換後に当該株式交換完全親法人と当該親法人との間に当該親法人による直接完全支配関係があり、当該適格合併後に当該適格合併に係る合併法人と当該株式交換完全親法人との間に当該合併法人による直接完全支配関係が継続することとし、」を削り、「当該株式交換の」を「、当該株式交換の」に改め、「株式交換完全親法人と親法人との間に当該親法人による」を削り、「こととする」を「こと」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項第一号中「営む」を「行う」に、「営まれる」を「行われる」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　現物出資により当該現物出資に係る現物出資法人の現物出資事業に係る主要な資産及び負債が当該現物出資に係る被現物出資法人に移転していること。

第四条の三第十四項第四号中「に従事することが見込まれていること（当該現物出資後に当該被現物出資法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該相当する数の者が、当該現物出資後に当該被現物出資法人の業務に従事し、当該適格合併後に当該適格合併に係る合併法人の業務に従事することが見込まれていること。）」を「（当該現物出資後に行われる適格合併により当該現物出資事業が当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれていること」に改め、同項第五号及び第六号を次のように改める。

五　現物出資に係る現物出資法人の現物出資事業（当該現物出資に係る被現物出資法人の被現物出資事業と関連する事業に限る。）が当該現物出資後に当該被現物出資法人（当該現物出資後に行われる適格合併により当該現物出資事業が当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれている場合には、当該合併法人を含む。）において引き続き行われることが見込まれていること。

六　現物出資により交付される当該現物出資に係る被現物出資法人の株式の全部が当該現物出資に係る現物出資法人（当該現物出資後に行われる適格合併により当該株式の全部が当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれている場合には、当該合併法人を含む。以下この号において同じ。）により継続して保有されることが見込まれていること（当該現物出資後に当該被現物出資法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該現物出資の時から当該適格合併の直前の時まで当該株式の全部が当該現物出資法人により継続して保有されることが見込まれていること。）。

第四条の三第十四項を同条第十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

16　法第二条第十二号の十五の三に規定する政令で定めるものは、次に掲げる要件の全てに該当する株式分配とする。

一　株式分配の直前に当該株式分配に係る現物分配法人と他の者（その者が個人である場合には、その個人との間に第四条第一項に規定する特殊の関係のある者を含む。イにおいて同じ。）が締結している組合契約（第九項第一号に規定する組合契約をいう。以下この号において同じ。）及び次に掲げる組合契約に係る他の組合員である者を含む。以下この号において同